本号で公布された法令のあらまし

◇消費者安全法施行令の一部を改正する政令（政令第三八七号）（消費者庁）

1　都道府県知事等が行うこととすることができる事務の拡大

消費者安全法（平成二一年法律第五〇号）第四七条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる同法第四五条第一項の規定による権限の事務を拡大することとした。（第一〇条関係）

2　経過措置

この政令による改正後の第一〇条第一項に規定する事務（同項第二号に掲げる場合に関するものに限る。）を行うこととする場合における同条第二項の規定による求め、同条第三項の規定による通知及び同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても行うことができることとした。（附則第二項関係）

3　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三八八号）（総務省）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第三八号）の施行期日は、平成二七年一二月一日とすることとした。

◇民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令（政令第三八九号）（総務省）

1　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第三八号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年一二月一日）から施行することとした。

政　令

消費者安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百八十七号

消費者安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第四十七条第二項及び第五十条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「当該都道府県又は市町村の区域内に」を「次に掲げる場合において、事業者に対し、報告を求め、に、「が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所」を「（第一号に掲げる場合にあっては、当該都道府県又は市町村の区域内に所在するものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該都道府県又は市町村の区域内に当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する場合

二　前号に掲げる場合を除くほか、当該都道府県又は市町村の区域内における法第三十八条第一項に規定する消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認める場合

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（準備行為）

2　都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長がこの政令による改正後の第十条第一項に規定する事務（同項第二号に掲げる場合に関するものに限る。）を行うこととする場合における同条第二項の規定による求め、同条第三項の規定による通知及び同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても行うことができる。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百八十八号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行期日は、平成二十七年十二月一日とする。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百八十九号

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。